五　その他次項の規定による審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

［2～4　略］

（法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十四条の二十　［略］

2　前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その他次項の規定による審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

3　［略］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第三十四条の二十一　銀行持株会社は、法第五十二条の二十四第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その他次項の規定による審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

（銀行持株会社に係る合併の認可の申請）

第三十四条の二十九　銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～十三　略］

十三の二　合併後存続する銀行持株会社が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該銀行業高度化等会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

五　その他次項に規定する審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

［2～4　同上］

（法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十四条の二十　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　その他次項に規定する審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

3　［同上］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第三十四条の二十一　［同上］

［一～三　同上］

四　その他次項に規定する審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］

（銀行持株会社に係る合併の認可の申請）

第三十四条の二十九　［同上］

［一～十三　同上］

十三の二　合併後存続する銀行持株会社が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該銀行業高度化等会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十四　［略］

十五　その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査について準用する。

3　［略］

（銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請）

第三十四条の三十　銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～十四　略］

十四の二　当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十五　［略］

十六　その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査について準用する。

3　［略］

十四　［同上］

十五　その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査について準用する。

3　［同上］

（銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請）

第三十四条の三十　［同上］

［一～十四　同上］

十四の二　当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十五　［同上］

十六　その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査について準用する。

3　［同上］